

四日市市告示第 49 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下「改正令」という。）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第8条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、改正法附則第4条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項及び改正法附則第19条の規定による改正前の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項、改正令第6条の規定による改正前の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項、改正令第2条の規定による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項及び改正令第13条の規定による改正前の子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示する。

令和7年 2月14日

四日市市長 森 智 広

1 委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

LINE Pay 株式会社  
東京都品川区西品川1丁目1番1号

2 委託した事務の種類

国民健康保険料、保育料、園児給食代金、し尿くみ取り手数料、市営住宅使用料、コミュニティ・プラント使用料、学校給食費 の収納の事務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和7年4月23日

(会計管理課)